業務委託契約書（案）

収　入

印　紙

業務番号　　管財委第２号

１　業務名　　令和７年度市庁舎駐車場警備業務

２　業務場所　　五所川原市字布屋町４１番地１

３　履行期限　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　委託料　　　　￥　　　　　　　　　－

　　　　　　　　　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　　　－）

５　契約保証金　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

６　その他

　上記の委託業務について、委託者（五所川原市という。）と、受託者

（　　　　　　　　　　　　という。）とは、別紙条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また業務履行保証人（　　　　　　　　　　　　　　　）　は受託者がその債務を履行しない場合において、その履行の責めを負うものとする。）

　この契約の成立を証するため、この契約書を３通作成し、当事者記名押印し、各自そ

の一通を保有するものとする。

　　令和７年４月１日

　　　　　　　委託者　　　五所川原市長　　　　佐々木　孝昌 印

　　　　　　　受託者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　業務履行

　　　　　　　保証人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　（総則）

第１条　受託者は、別紙「令和７年度市庁舎駐車場警備業務仕様書」に基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の委託期間までに、頭書の委託業務を完了しなければならない。

１　前項の「令和７年度市庁舎駐車場警備業務仕様書」に定めのない事項又は疑義が生じたときは、委託者と受託者とで協議して定めるものとする。

　（権利義務の譲渡等）

第２条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

　（再委託等の禁止）

第３条　受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

　（委託業務の調査等）

第４条　委託者は、必要があると認められる場合には、受託者に対し、委託業務の状況について調査し、又は報告を求めることができる。

　（勤務者氏名の提出）

第５条　受託者は、委託業務を行うについてあらかじめ勤務する者の履歴書（写真貼付）を委託者に提出し、その承諾を受けなければならない。異動の場合も同様とする。

　（業務内容の変更等）

第６条　委託者は、必要があると認められる場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を中止することができる。この場合の業務委託料及び委託期間の変更については、　委託者と受託者とで協議の上、書面をもって定めるものとする。

　（損害のために必要を生じた経費の負担）

第７条　委託業務の実施により生じた損害は、委託者の責に帰する理由の場合又は不可抗力によるものと認められる場合のほか、受託者の負担とする。

２　受託者は、委託業務の実施にあたり、第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に帰する理由による場合のほか、その賠償の責を負わなければならない。

　（委託料の支払）

第８条　委託料の請求は、毎月分を委託業務完了後委託者の確認を受け、委託者の指定する様式により委託者に請求するものとする。

２　委託者は、前項の規定による請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

　（秘密の保守）

第９条　受託者は、委託業務の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

　（契約の解除）

第１０条　委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

　(1)受託者の責に帰すべき理由により頭書の委託期間中に業務を継続する見込みがないと認められるとき。

　(2)受託者の業務が甚だしく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意志がな

　　いと認められるとき。

　(3) 前各号のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

　（違約金等）

第１１条　前条の規定により、委託者が契約を解除したときは、契約保証金は委託者に帰属し、契約保証金を免除したものであるときは、受託者は契約金額の１００分の５に相当する金額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。

２ 委託者に前項の規定による金額を超えた額の損害が生じたときは、委託者はその超えた金額を損害賠償金として徴収する。

　（違約金等の徴収）

第１２条　受託者がこの契約に基づく違約金又は賠償金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年２．５パ－セントの割合で計算した利息を付した額と委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年２．５パ－セントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

　（その他）

第１３条　この契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、委託者と受託者とで協議の上定めるものとする。